

名称が

行方市観光物産館

「こいこい」に



行方市観光物産館「こいこい」
条例と改正されました。

条 例

県市町村総合事務組合規約・茨城租税債権管理機構規約の一部改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役及び収入役制度の見直しや吏員制度の廃止に係る規約等が変更になりました。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

- ・ 次9の9条例が改正されました。
- ・ 市公告式条例
- ・ 市監査委員条例
- ・ 市附属機関に関する条例
- ・ 市証人等の実費弁償に関する条例
- ・ 市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- ・ 市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例
- ・ 市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・ 市税条例
- ・ 市立学校給食センター条例

副市長の定数を定める条例の制定

行方市の定数は1人です。

部設置・市職員定数条例の一部改正

平成19年度からの組織機構の改革に伴い、次のとおり変更になりました。

- ・ 業務の追加
- 【総務部】 総務窓口に関すること
- 【建設部】 旧行政界調査・企業誘致に関すること

- ・ 定数の変更
- ・ 議会事務局(5人、市長部局(326人、選挙管理委員会(40人、教育委員会(122人、地方八管企業(24人

市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

職 名	報 酬
学校歯科医 (1校あたり)	検診日額 8,000円
幼稚園歯科医 (1園あたり)	日額 6,200円
障害者自立支援協議会 委員長	5,800円
副委員長	5,800円
子育て支援センター指導員	月額 180,000円

ほか地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、「助役、収入役」を「副市長」に改めました。

市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

平成19年4月1日から次のとおり変更になりました。

- ・ 休憩時間の廃止
- ・ 勤務時間 午前8時30分から午後5時30分
- ・ 管理職手当の定額化
- ・ 扶養手当額の引き上げ (1人につき6,000円)

市国民健康保険条例の一部改正

事業の安定化を図るため、支払い準備基金の処分の範囲を改めました。

市農業集落排水事業債償還基金条例の制定

農業集落排水事業推進交付金が、市債の償還に対する補助に変更されたため、交付金の受入れ及び管理に関する必要な事項を定めました。

市立学校設置条例の一部改正

玉造地区の幼稚園が玉造幼稚園に統合になりました。

市民民館・学習センター・社会体育施設・プール・玉造B&G海洋センター・玉造艇庫条例の一部改正

各施設の使用料が見直され、一部統一がされました。

また、社会体育施設の名称も統一され、「麻生運動場(旧麻生運動広場)」「北浦運動場(旧北浦体育館)」「玉造運動場(旧玉造総合運動場)」となりました。

国民宿舍白帆荘条例等の廃止

平成19年3月31日をもって、白帆荘事業が廃止になりました。

市行政財産使用料徴収条例の一部改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項が変わりました。

専 決 処 分

損害賠償の額の決定

環境美化センター構内及び市道の路面陥没箇所等発生した車輛破損事故に対する損害賠償額をそれぞれ4万4,614円、9万2,610円と定めました。

これは全国町村会から支払われました。

一般会計補正予算

土木費 防衛施設周辺道路整備事業が2,202万円増額になりました。

その他

市総合計画基本構想を定める

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めました。

市道路線の廃止・認定

市道路改良に伴い、7路線が廃止、新たに5路線が認定になりました。

人事

人権擁護委員に
瀧崎氏・箕輪氏を推薦

瀧崎美子

(玉造甲227番地)

箕輪次夫

(麻生1183番地)

平成19年6月30日で任期満了になるため、新たに瀧崎氏が、引き続き箕輪氏が推薦されました。

平成18年度

補正予算

一般会計
67億4,176万円減額

一般会計

総額174億

2,823万4千円

主なものの次のとおり

●総務費

職員給与費、文書管理システム導入・保守委託料、基金積立費の増額など

●民生費

障害者支援事業、保育所運営委託料の減額など

●農林水産業費

農業経営構造対策事業、県単農道整備事業の減額など

●土木費

道路改良舗装事業の減額など

●教育費

玉造中学校施設整備事業、玉造統合幼稚園施設整備事業の減額など



国民健康保険特別会計

8,517万9千円の減額
総額47億9,456万4千円

老人保健特別会計

6,455万7千円の増額
総額38億7,243万円

介護保険特別会計

7,042万9千円の増額
総額23億6,834万9千円

農業集落排水事業特別会計

1,190万円の減額
総額4億1,001万8千円

特定環境保全公共下水道事業特別会計

3万6千円の減額
総額5億4,078万8千円

流域関連公共下水道事業特別会計

296万4千円の減額
総額5億6,294万5千円

水道事業会計

221万8千円の減額
主なものは国庫補助金の減額など

議員提出議案

市議会委員会条例の一部・
会議規則の全部を改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会制度が見直されました。

主な改正の内容は、常任・議運・特別の各委員会に議案の提出権が与えられる、電磁的記録による会議録の作成が可能になる等です。

選挙

県後期高齢者医療広域
連合議会議員
各市議会で一斉に選挙

広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、後期高齢者の医療給付、保険料の賦課及び保健事業に関する事務を行う公共団体です。

市議会議員から選出される広域連合議会議員の推薦候補者が議員定数8人を上回ったため、県内各市議会で選挙を行いました。

第1回
臨時会
1月19日

平成19年第1回臨時会が、1月19日に開催されました。平成18年度一般会計補正予算案1件が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

1,215万7千円の減額
総額174億621万4千円

主なものの次のとおり

●総務費

特定防衛施設周辺整備事業費(財源内訳補正)、戸籍電算化事業の減額など

●教育費

中学校費施設補修事業の減額など

●債務負担行為補正

麻生給食センターにおける調理業務に係る委託料